

グローバルな議決権行使の基本方針

2018年11月1日
野村アセットマネジメント

本基本方針は、2018年11月1日以降に開催される株主総会の議案に対して適用する。

本基本方針は、投資先である国内外の企業に係る株主議決権行使の基本方針を定めるものである。

1. 議決権行使に関する基本的な考え方

野村アセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）は、顧客から委託された資金を運用し顧客の利益向上をめざす運用会社として、フィデューシャリー・デューティー（「顧客本位の業務運営」を行う義務）を負っている。当社の負っている義務を果たし役割を全うするために、投資先企業に望ましい経営を促し、投資先企業が企業価値の向上と持続的成長を実現してゆくよう、本基本方針を定め、これに基づいて議決権を適切に行使する。議決権を適切に行使することによって、投資先企業に対して、長期的に株主の利益を尊重した経営を行うよう求めてゆく。

2. 議決権行使のためのガイドライン

当社は、議決権を行使するに当たって、株主価値を向上させると判断される議

日本企業に対する議決権行使基準

2019年11月1日
野村アセットマネジメント

本議決権行使基準は、2019年11月1日以降に開催される株主総会の議案に対して適用する。

本議決権行使基準は、「グローバルな議決権行使の基本方針」に基づいて、投資先である日本企業に係る株主議決権の行使基準を定めるものである。

企業は、一般株主が議案の内容や経営の状況について十分に理解した上で議決権行使の判断を適切に行うことができるように、事業報告、株主総会参考書類等の中で、丁寧に分かりやすい説明を行うことが望まれる。

案には賛成し、株主価値を毀損させると判断される議案には反対する。なお、投資収益とは無関係に、専ら特定の社会的・政治的問題を解決する手段としては、議決権を行使しない。

議決権行使に係る判断に当たって、不祥事、法令・取引所規則の違反及び ESG 課題への取り組みや社会良識等の観点から問題がある行為は、株主価値を毀損するものとみなす。

(注) ESG とは、Environment (環境)、Social (社会)及び (Corporate)

Governance (企業統治)の総称である。当社は、ESG 課題を、企業が社会的責任や持続性の観点から取り組むべき事項として重要視している。

特に、以下に該当する場合には、議案を精査し、株主の利益に反すると認められる場合には否定的に判断する。

- (1) 業績の著しい不振が続いているにもかかわらず、経営陣による経営改善の努力が不十分と認められる場合。議決権行使の際に考慮する「業績の著しい不振」とは、3年連続の赤字等投資収益の著しい低迷をもたらす状態を指す。「業績」とは、連結ベースの業績を指す。但し、連結決算が発表されていない場合は、単独ベースの業績を指す。(以下同様)。
- (2) 多額の余剰資金を抱えながら、有効に活用されておらず、かつ株主還元も不十分と認められる場合。
- (3) 情報開示が不適切で、株主に対して正確かつ十分な情報が提供されていないと認められる場合。
- (4) 当該会社に係る監査意見が無限定かつ適正でない場合。
- (5) 取締役会の構成・規模又は監査役会、監査委員会その他委員会の構成・規模等が不適切で、株主価値を毀損する恐れがあると認められる場合。
- (6) その他、非定型的な議案について、明らかに株主価値を毀損すると認められる場合。

3. 個別の議案に対する考え方

(1) 取締役の選任

取締役会は、株主に代わって経営の執行を監督するための能力と経験を有し、十分な機能を果たすことのできる適切で多様な人材によって構成されることが期待される。

株主価値を大きく毀損する行為が認められる場合、業績が長期にわたり低迷しかつ経営改善努力が認められない場合等には、それについて責任を有すると判断される者の取締役選任に原則として反対する。

社外取締役を選任する議案については、原則として賛成するが、その実質的な独立性等について慎重に検討する。社外取締役の独立性については、大株主を代表するものでないか、役員報酬以外に当該企業から高額収入を得ていないか、他の役員の親族でないか等を総合的に考慮して判断する。

取締役の人数は、会社の事業内容や事業規模に照らして適正であることを要する。

1. 取締役選任

(1) 株主価値を大きく毀損する行為が認められる場合、それについて責任を有すると判断される者の取締役選任に反対する。議決権行使に係る判断に当たって、不祥事、法令・取引所規則の違反及び ESG 課題への取り組みや社会良識等の観点から問題がある行為は、株主価値を毀損するものとみなす。

(注)ESGとは、Environment (環境)、Social (社会)及び (Corporate)

Governance (企業統治)の総称である。当社は、ESG 課題を、企業が社会的責任や持続性の観点から取り組むべき事項として重要視している。

(2) 直近 3 期連続して株主資本利益率(ROE)が 5%未満かつ業界の中央値未満で、経営改善努力が認められない場合は、直近 3 期以上在任した会長・社長等の取締役再任に原則として反対する。但し、本規定は、直近期末日に上場後 5 年を経過していない会社には適用しない。

本議決権行使基準において、財務データは連結決算をベースとする。但し、連結決算が発表されていない場合は、単独決算をベースとする (以下同様)。

「業界の中央値」は、東証一部上場企業を対象とし、東証 33 業種分類に基づく。但し、計算された値が 0%未満の場合は、中央値は 0%とする。

「経営改善努力が認められない場合」とは、以下の①及び②のいずれにも該当しない場合をいう。但し、①及び②のいずれの場合も、直近 3 期の当期純利益の合計がマイナスの場合を除く。

① 直近期の経常利益(経常利益が報告されていない場合は税引前利益、以下同様。)又は当期純利益が、前期比で増加している。

② 直近期の経常利益又は当期純利益が、3 期前比で増加している。

本議決権行使基準において、会長・社長等とは、会長、社長、頭取、最高経営責任者 (CEO) 及び最高業務執行責任者 (COO) 並びにこれらに相当する役職にある者をいう。

(3) 情報開示が不適切である場合、経営戦略又は財務・資本戦略により株主価値が毀損される場合、その他明らかに株主価値を損なう行為があった場合は、それらの行為に責任を有すると認められる取締役の選任に原則として反対する。財務情報の開示が遅れたために議決権行使に係る判断に支障を来たした場合は、情報開示が不適切であったと判断する。なお、株主総会開催日の1カ月前までに、必要な財務情報が開示されることが望ましい。

(4) 株主総会に付議されず、取締役会により決議された剰余金処分について、当該剰余金処分が株主総会に付議されていれば、本議決権行使基準に基づき反対が妥当であったと判断される場合は、会長・社長等の取締役再任に原則として反対する。

(5) 株主総会に付議されず、取締役会の決議により導入された買収防衛策について、当該買収防衛策の導入が株主総会に付議されていれば、本議決権行使基準に基づき反対が妥当であったと判断される場合は、会長・社長等の取締役再任に原則として反対する。

(6) 社外取締役の人数が最低水準を下回る場合、会長・社長等の取締役再任に原則として反対する。「最低水準」は、以下のとおりとする。

- ① 支配株主のいない監査役会設置会社の場合は、2名。但し、取締役の人数が12名を超える場合は、3名。
- ② 支配株主のいる監査役会設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の場合は、取締役の人数の3分の1。

(7) 社外取締役は、独立性が高い者の選任を求める。独立性が低いと判断される社外取締役の選任に原則として反対する。

本議決権行使基準において、「独立性が高い者」とは、関係金融商品取引所に

独立役員として届け出られている者又は事業報告若しくは株主総会参考書類に独立役員として届け出る予定であることが記載されている者であつて、かつ、最初に社外取締役就任する時点において直近 3 年以内に当該会社の大株主である会社に在籍した実績がない者をいう。「大株主」とは、直近期に係る当該会社の事業報告中の「上位 10 名の株主」の表に記載された持株比率が 10%以上の株主をいう。但し、明らかに一般株主と利益相反が生ずる恐れがある者は、独立性が低いと判断する。

補欠の社外取締役候補者は独立役員届出の対象とはされていないものの、当該候補者が取締役就任の際に独立役員として届出される予定であるか否かを選任時に確認できるよう、株主総会参考書類に記載することを求める。かかる記載がない場合は、独立性が低いと判断し、その選任に反対する。

(8) 直近期において、社外取締役が期待される役割を十分に果たさなかったことが明らかである場合には、その再任に原則として反対する。社外取締役に期待される役割とは、コーポレートガバナンス・コード原則 4-7 に記載されている内容を指す。

【コーポレートガバナンス・コード 原則 4-7. 独立社外取締役の役割・責務】
上場会社は、独立社外取締役に、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

<p>(2) 監査担当役員の選任</p> <p>監査担当役員は、株主に代わって取締役の業務を監査することのできる適切な人材であること、また十分な機能を果たすことが期待される。</p> <p>会社に株主価値を大きく毀損する行為が認められる場合等において、監査担当役員がその行為に責任を有すると認められる場合、あるいは十分な監査監督機能を果たさなかったと認められる場合においては、当該監査担当役員の再任について否定的に判断する。</p> <p>社外監査担当役員については、経営陣からの独立性が確保されることが望ましい。社外監査担当役員の全員が独立性に欠けると判断されるような監査役会・監査委員会の構成は望ましくない。社外監査担当役員の独立性については、大株主を代表する者でないか、役員報酬以外に当該企</p>	<p>(9) 社外取締役の再任候補者の直近期に開催された取締役会への出席率が75%未満の場合は、その再任に原則として反対する。さらに、当該再任候補者が指名委員会等設置会社の監査委員である場合は、直近期に開催された監査委員会への出席率が75%未満の場合、また当該再任候補者が監査等委員会設置会社の監査等委員である場合は、直近期に開催された監査等委員会への出席率が75%未満の場合にも、その再任に原則として反対する。当該再任候補者が直近期中に社外取締役に選任された場合は、上記の取締役会、監査委員会及び監査等委員会への出席率は、その就任後直近期中に開催された取締役会、監査委員会又は監査等委員会について計算する。なお、出席率を計算するために必要な情報が開示されていない場合は、その再任に原則として反対する。</p> <p>(10) 直近期において株主価値を大きく毀損する問題があったにもかかわらず、取締役会が指名した監査役候補者又は監査等委員候補者の全員を選任しても、その後の監査役又は監査等委員の総数が直近期よりも少なくなる場合、会長・社長等の取締役再任に原則として反対する。</p> <p>2. 監査役選任</p> <p>(1) 株主価値を大きく毀損する行為が認められる場合、それについて責任を有すると判断される者の監査役選任に反対する。</p> <p>(2) 社外監査役は、独立性が高い者（上記「1.取締役選任」の(7)に定義されている。）の選任を求める。独立性が低いと判断される社外監査役の選任に原則として反対する。</p> <p>補欠の社外監査役候補者は独立役員届出の対象とはされていないものの、当該候補者が監査役に就任する際に独立役員として届出される予定であるか否かを選任時に確認できるよう、株主総会参考書類に記載することを求める。かかる記載が</p>
--	--

業から高額収入を得ていないか、他の役員の親族でないか等を総合的に考慮して判断する。

監査担当役員を減員する場合は、その理由が妥当なものであることを要する。

(3) 監査法人の選任

監査法人の選任を求める議案には、以下の場合を除き、原則として賛成する。

- ・ 監査法人と会社間に利害関係が認められ、監査法人の独立性が認められない場合。
- ・ 会社から監査法人に過大な非監査報酬が支払われていると認められる場合。
- ・ 監査法人が会社の財務状況について正確ではない意見を表明したと認められる場合。

(4) 役員報酬

役員報酬制度は、長期的な業績に連動した合理的なものであることが望ましい。

会社に株主価値を大きく毀損する行為が認められる場合、会社の財務状況に照らして不適切な金額である場合、株主価値を毀損すると認められる場合等には、反対する。

特に役員賞与に係る議案については、業績が著しく不振であった場合、

ない場合は、独立性が低いと判断し、その選任に反対する。

(3) 社外監査役の再任候補者の直近期中に開催された取締役会（直近期中に選任された社外監査役の場合は、その就任後直近期中に開催された取締役会）及び監査役会（直近期中に選任された社外監査役の場合はその就任後直近期中に開催された監査役会）への出席率がどちらか一方でも75%未満の場合は、その再任に原則として反対する。なお、出席率を計算するために必要な情報が開示されていない場合は、その再任に原則として反対する。

3. 会計監査人選任

監査法人を会社の会計監査人に選任する議案には、以下の場合を除き、原則として賛成する。

- ① 監査法人と会社間に利害関係が認められ、監査法人の独立性が認められない場合。
- ② 会社から監査法人に過大な非監査報酬が支払われていると認められる場合。
- ③ 監査法人が会社の財務状況について正確ではない意見を表明したと認められる場合。

4. 役員報酬

(1) 株主価値を大きく毀損する行為が認められる場合又は直近3期連続してROEが5%未満の場合は、納得のいく説明が得られない限り、役員報酬の増額及び役員賞与の支給に、原則として反対する。

(2) 一定の水準以上の役員報酬に関する議案については、社外取締役が取締役会の過半数に満たない場合、又は独立性のある報酬委員会が設置されていない場合は、原則として反対する。

又は賞与の金額が過去の実績や現在の財務状況若しくは業界他社との比較等から見て不当に多いと認められる場合には、反対する。

特に会社株式（ストックオプションを含む。）を報酬として支給する議案については、業績が著しく不振であった場合、又は株式報酬の価値が過去の実績や現在の財務状況若しくは業界他社との比較等から見て不当に高いと認められる場合には、反対する。役員の業績インセンティブを高める目的で、適切な対象者に対して適切な条件・要項・規模をもって支給される場合には、原則として賛成する。但し、支給対象者、条件・要項・規模等が不適切と認められる場合には、反対する。

なお、従業員又は社外者を支給対象とする株式報酬に関する議案については、役員に対する株式報酬の支給に関する上記規定を準用して判断するが、社外者を支給対象とする株式報酬に関する議案の場合は、株主価値の向上につながるものであることについて、十分な説明を要する。

（５） 役員退任に関する報酬

役員退任に関する報酬の議案については、株主価値を大きく毀損する行為が認められる場合、業績若しくは株価が著しく不振であった場合、又は報酬の金額が過去の実績や現在の財務状況若しくは業界他社との比較等から見て不当に多いと認められる場合には、反対する。

（３） 会社株式（ストックオプションを含む。）を報酬として支給する議案については、以下の場合には、原則として反対する。

- ① 累積希薄化率が以下の割合を超える場合。なお、累積希薄化率の計算期間が不明の場合は、10年間とする。
 - (i) 社外取締役が取締役会の過半数に満たず、かつ独立性のある報酬委員会が設置されていない場合は、発行済株式総数の5%。
 - (ii) 上記以外の場合は、発行済株式総数の10%。
- ② 譲渡制限付株式を報酬として支給する議案であって、譲渡制限期間が3年未満の場合。
- ③ 支給対象者に社外取締役、監査委員若しくは監査等委員である取締役、監査役又は株式のインセンティブを与えるのは適当でないと判断される社外者を含む場合。但し、社外者であっても、適切な説明がなされ、株主価値の向上に資すると判断される場合を除く。

（４） 上記以外の場合、役員報酬額の改定の理由、金額の妥当性等を勘案して総合的に判断する。なお、特定の支給対象者に過大な利益をもたらす場合等、妥当性或公平性を著しく欠く場合には、原則として反対する。

５． 役員退職慰労金

役員退職慰労金に係る議案については、以下の基準に則って判断する。

- （１） 株主価値を大きく毀損する行為に関係し、又は責任を有すると判断される役員に対する支給には原則として反対する。
- （２） 直近3期連続してROEが5%未満で、かつ欠損金がある場合、又は直近3期の当期純利益の合計がマイナスの場合は、原則として反対する。

(6) 剰余金処分

企業は長期的な投資計画・資本政策との適切なバランスを考慮しつつ、株主に対する利益配分を決定しなければならない。剰余資金が生じた場合には、原則として株主に還元することが望ましい。

剰余金処分に係る議案については、長期的な投資計画・資本政策との適切なバランスを考慮した上で、株主還元が著しく不十分と判断される場合、又は配当政策若しくは剰余金処分議案が株主価値を毀損すると認められる場合には、反対する。

(3) 金額が、過去の業績若しくは現在の財務状況又は業界他社との比較等から見て不当に多いと判断される場合は、原則として反対する。また、一定の水準以上の役員退職慰労金に係る議案及び金額が開示されない役員退職慰労金に係る議案については、社外取締役が取締役会の過半数に満たない場合、又は独立性のある報酬委員会が設置されていない場合は、原則として反対する。

(4) 社外取締役、監査等委員である取締役又は監査役に対する支給には、原則として反対する。

6. 剰余金処分

(1) 剰余金処分に係わる議案については、直近 2 期連続で下記①、②及び③の全項目に該当し、かつ直近期の ROE が 8%未満の場合は、株主還元率が 50%以上の場合を除き、原則として反対する。但し、本規定は、直近期末日に上場後 5 年を経過していない会社には適用せず、また剰余資金の使途が明確に示されている場合には適用されない。

(注) 株主還元率=(配当+自社株買い)/当期純利益

- ① 株主資本比率 > 50%
- ② ネット金融資産/売上高 > 30%
- ③ ネット金融資産/総資産 > 30%

(注) ネット金融資産 = 現預金 + 長短保有有価証券 - 有利子負債

(東証 33 業種分類における銀行業、証券・商品先物取引業、保険業及びその他金融業に属する会社については長短保有有価証券を除く)

(2) 株主価値を毀損すると判断される配当政策及び剰余金処分案に反対する。

(3) その他、株主還元が著しく不十分と判断される場合には、剰余金処分案に反

<p>(7) 自社株取得</p> <p>自社株取得に係る議案については、原則として株主価値を高める一つ的手段として肯定的に判断するが、資本構成上不適切と判断される場合は反対する。</p> <p>(8) 授權資本の変更</p> <p>授權資本の増加に係る議案については、目的等が不適切と認められる場合は、原則として反対する。</p> <p>(9) 種類株式の発行</p> <p>募集事項の適正性、議決権の公平性及び募集対象者等を考慮し、目的が明確で適正であり、かつ一般株主の利益を毀損しないと認められる場合には原則として賛成し、それ以外の場合には原則として反対する。</p> <p>(10) 企業再編・資本政策 (合併、買収、事業譲渡・譲受、会社分割、増資等)</p> <p>企業再編・資本政策に係る議案については、その内容、経済的な条件(プレミアムを含む。)、株主価値への影響、経営判断の根拠及び合理性、開示状況等を総合的に考慮し、適切と判断される場合には賛成し、それ以外の場合には反対する。企業再編・資本政策に関して一般株主が株式、金銭等の対価を受け取る場合は、かかる賛否の判断に当たって、対価の適正性を重視する。</p>	<p>対する。</p> <p>7. 自社株取得</p> <p>自社株取得に係る議案については、原則として賛成する。</p> <p>8. 授權資本の変更</p> <p>授權資本の増加に係る議案については、買収防衛策を導入している会社の場合等、目的等が不適切と認められる場合には、原則として反対する。</p> <p>9. 種類株式の発行</p> <p>募集事項の適正性、議決権の公平性及び募集対象者等を考慮し、目的が明確で適正であり、かつ一般株主の利益を毀損しないと認められる場合には原則として賛成し、それ以外の場合には原則として反対する。</p> <p>10. 企業再編・資本政策 (合併、買収、事業譲渡・譲受、会社分割、増資等)</p> <p>企業再編・資本政策に係る議案については、その内容、少数株主との利益相反の可能性、少数株主の利益保護の取組み、株主価値への影響、経営判断の根拠及び合理性、経済的な条件(プレミアムを含む。)、開示状況等を総合的に考慮し、適切と判断される場合には賛成し、それ以外の場合には反対する。</p>
--	--

(11) 買収防衛策

買収防衛策については、個別に分析を行い、株主価値を守ると判断される場合を除き、反対する。

(12) 定款変更

定款変更に係る議案については、長期的な株主価値の向上又は株主価値の毀損の防止の観点から、個別に判断する。これらの観点から、適当と判断される議案には賛成し、不適当と判断される議案には反対する。

11. 買収防衛策

買収防衛策の設定と判断される議案については、原則として反対する。

12. 定款変更

(1) 剰余金配当を取締役会決議により行うこととする定款変更議案については、直近期の剰余金処分が適切であり、かつ社外取締役の人数が「1.取締役選任(6)」に定める最低水準以上の場合には、原則として賛成する。本議決権行使基準において、剰余金処分の適切性については、「6.剰余金処分」に定める基準に則り判断する。

(2) 剰余金配当を株主総会決議により行うことを排除する定款変更議案については、原則として反対する。

(3) 買収防衛策を定款に定める議案については、上記「11.買収防衛策」に定める基準に則り、買収防衛策の導入に反対する場合は、原則として反対する。

(4) 取締役解任決議要件の加重には、原則として反対する。

(5) 組織再編行為等の決議要件の加重・追加には、原則として反対する。

(6) 議決権基準日を取締役会決議により追加することができることとする定款変更については、その目的が明確に説明され、妥当であると判断される場合に限り、賛成する。

(7) 発行可能株式総数を増加する定款変更議案については、上記「8.授権資本の変更」に定める基準に則り、賛否を判断する。

<p>(13) 株主提案</p> <p>株主提案については、長期的な株主価値の向上又は株主価値の毀損の防止の観点から個別に判断する。これらの観点から適当と判断される議案には賛成し、不適当と判断される議案には反対する。</p>	<p>(8) 種類株式に係る定款変更議案については、上記「9.種類株式の発行」に定める基準に則り、賛否を判断する。</p> <p>(9) 株主総会の定足数の緩和には、原則として反対する。</p> <p>(10) 会社の機関設計の変更については、原則として取締役会の意見を尊重する。但し、コーポレートガバナンスの向上に資さないものについては反対する。</p> <p>(11) 以下の定款変更議案については、ガバナンス改革の観点から、原則として反対する。</p> <p>① 社外取締役又は独立性の高い社外取締役の員数に実質的な上限を設けるもの。</p> <p>(12) 以下の定款変更議案については、ガバナンス改革の観点から、原則として賛成する。</p> <p>① 議長と最高経営責任者(CEO)の分離を提案するもの。</p> <p>② 取締役でない相談役、顧問等の廃止を進めるもの。</p> <p>③ 監査役会設置会社において、取締役の任期を1年とするもの。</p> <p>④ 監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社において、任意の指名・報酬委員会を設置するもの。</p> <p>13. 株主提案</p> <p>(1) 株主提案については、長期的な株主価値の向上又は株主価値の毀損の防止の観点から個別に判断する。会社若しくは株主と提案者の間で潜在的な利益相反が疑われる提案、会社経営の自由度を低下させると判断される提案又は提案者により提案の効果についての十分な説明がなされていないと判断される提案には、原則として反対する。判断に当たっては、取締役会の意見も考慮する。</p>
--	---

株主提案については、一般株主が適切に内容を理解した上で判断を行うことができるように、提案株主及び取締役会が、それぞれの立場で、株主価値の観点から分かりやすく丁寧に説明を行うことが望まれる。

(2) 株主提案が以下のいずれかに該当すると判断される場合は、原則としてこれに反対する。

- ① 株主価値の観点からではなく、社会的・政治的な主張を目的とした提案。
- ② 個別具体的な業務執行に関わる内容を含む定款変更提案。
- ③ 内容が明確性や具体性を欠いており、議案としての要件を満たしていない提案。

したがって、提案株主は、内容が明確かつ具体的であり、議案としての要件を満たす提案を行うことが望まれる。

一方、取締役会は、株主提案の内容が明確性や具体性を欠いており、議案としての要件を満たしていないと考える場合は、その旨を株主総会参考書類において明確に主張することが望まれる。

(3) 株主提案が、以下のいずれかに該当する定款変更議案であって、かつ、明確で具体性を備えていると判断される場合は、原則としてこれに賛成する。

- ① 役員選任議案における重要な情報の開示を求めるもの。
- ② 2名以上の独立社外取締役の設置を求めるもの。
- ③ 社外取締役を取締役会議長とすることを求めるもの。
- ④ 最高経営責任者が取締役会議長を務めることを禁止又は排除するもの。
- ⑤ 取締役でない相談役、顧問等の廃止を求めるもの。
- ⑥ 役員報酬の個別開示を求めるもの。
- ⑦ 株主総会決議による配当を排除する定款規定の廃止又は（直近期の剰余金処分が適切でない場合、若しくは社外取締役の人数が「1.取締役選任(6)」に定める最低水準を下回る場合には）取締役会に対する配当決議の

<p>(14) その他</p> <p>長期的な株主価値の向上又は株主価値の毀損の防止の観点から個別に判断する。これらの観点から適当と判断される議案には賛成し、不適当と判断される議案には反対する。</p>	<p>授權を定める定款規定の廃止を求めるもの。</p> <p>⑧ 企業価値の向上と持続的成長の観点から問題と見られる保有株式の売却を求めるもの。</p> <p>⑨ 政策保有株式に係る議決権行使方針の策定及び開示又は議決権行使結果の開示を求めるもの。</p> <p>⑩ 監査役会設置会社において、取締役の任期を1年とするもの。</p> <p>⑪ 監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社において、任意の指名・報酬委員会を設置するもの。</p> <p>(4) 取締役の選任を求める株主提案については、コーポレートガバナンスの状況や提案の理由を考慮し、上記「1.取締役選任」に定める基準に則って、会社提案と比較して判断する。</p> <p>(5) 剰余金処分に係る株主提案については、提案の理由、株価形成への影響、及びコーポレートガバナンスの状況を考慮し、上記「6.剰余金処分」に定める基準に則って、会社提案と比較して判断する。</p> <p>14. その他</p> <p>その他、長期的な株主価値の向上又は株主価値の毀損の防止の観点から適当と判断される議案には賛成し、不適当と判断される議案には反対する。</p> <p>15. 棄権</p> <p>議決権を有する株主総会においては原則として棄権しない。但し、棄権が適切と判断される場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--

4. 利益相反

当社の「利益相反管理方針」に基づき、顧客のために誠実かつ公正に業務を遂行し、利益相反の問題を適切に管理する。

利益相反の問題を管理するに当たっては、株主利益を最優先して適切に行動する。

株主議決権の行使については、独立性の高い委員で構成される責任投資委員会が、方針の策定及び最終意思決定について責任を負う。「利益相反管理方針」に定めるグループ関係会社並びにその他の野村ホールディングス株式会社の子会社及び関連会社の株主総会の議案並びにグループ関係会社が関わる案件に関する株主総会の議案については、その事実を明らかにした上で複数の議決権行使助言会社の意見を求め、それらの意見を参考にして、株主利益の観点から、責任投資委員会において議決権行使の判断を行う。責任投資諮問会議ではこの判断の妥当性について検討し、必要に応じて責任投資委員会に対して勧告を行う。責任投資委員会は、責任投資諮問会議から勧告を受けた場合には、議決権行使について再び審議した上で最終判断を行う。

5. その他

当社は、以下の場合、議決権を行使しないことがある。但し、議決権を行使しない場合はこれらに限定されるものではない。

(1) 貸株

議決権行使基準日において貸株として供出されている場合、議決権を行使するためには当該株式を回収する必要がある。当社は、議決権行使の意義と貸株回収にかかるコストを勘案の上、議決権を行使しないことがある。

(2) シェアブロッキング

議決権を行使する条件として、株主総会に先立つ一定期間、指定され

た機関に株式を預託することが要求される国や地域があり、当該期間中は売却できないことがある。そのような場合、当社は、議決権行使の意義と機会損失を勘案の上、議決権を行使しないことがある。

(3) 再登記

国や地域によっては、議決権行使のために再登記が必要とされる場合がある。再登記にかかる期間は売却を行なえないことを勘案して、当社は議決権を行使しないことがある。

(4) その他

議決権行使に必要な情報が入手できない場合、議案の受領から行使までの期間が不十分な場合、議決権行使にかかるコストに見合う意義が見られない場合等には、当社は議決権を行使しないことがある。

以上